

確 認 事 項

外 欧 口 第 1 号
水管第 2520 号
平成 20 年 3 月 26 日

外務省国際法局国際法課長 岡 野 正 敬



外務省欧州局ロシア課長 武 藤



水産庁資源管理部国際課長 長谷川 博 章

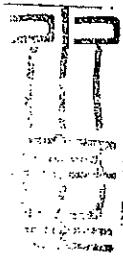
我が国漁船の拿捕事案の国際海洋法裁判所への提訴に関する経費支出につき、下記のとおり確認する。

記

1. 今般の我が国漁船（「第88豊進丸」及び「第53富丸」）の拿捕事案の国際海洋法裁判所への提訴に関し、外務省は本件に係る経費（水産庁関係者の出張旅費及びハンブルク出張時の携帯電話の通信費用は除く。）を全額負担することとするが、これは今回限りの例外的な措置であり、外務省及び水産庁は今後の前例としないものとする。

2. 今後（平成19年度内を含む。）、我が国漁船の操業を巡って他国との間で国際裁判となり、我が国がその訴訟当事者となる場合の国際裁判に係る所要経費については、水産庁は責任を持って財源を確保することとし、原則として、外務省及び水産庁はそれぞれ、別添のとおり負担するものとする。
3. 上記のために、水産庁は必要な予算措置（流用を含む）を講ずるよう最大限努めることとする。仮に、水産庁として上記2. の費用負担をやむを得ず確保し得ない場合には、個別具体的に外務省と協議する。

付属添付



(別添)

我が国漁船の操業を巡って他国との間で国際裁判となる場合に発生することが想定される所要経費及びその分担

我が国漁船の操業を巡って他国との間で国際裁判となり、我が国がその訴訟当事者となる場合、裁判に際して発生する費用の分担は、原則として以下のとおりとし、特に1.に関しては具体的に両者で協議する。ただし、関係者の多寡、裁判の内容等により、別途の考慮が必要となることもあり得る。また、以下に記載のない費用の負担については、個別に対応することとする。

1. 外務省及び水産庁で同額負担するもの

- (1) 内外の国際法教授に対する事前調査及び弁護費用
- (2) 訴状の印刷及び製本並びに配達費
- (3) 通訳費用（必要な場合。ただし、一方の省庁のみが必要とする場合は、当該省庁側が負担。）
- (4) 現地の我が國在外公館以外の場所に現地対策本部（ロジ室）を設置する場合、同設置にかかる費用（プリンタ及びパソコン、FAX、コピー機等の借上費用、消耗品代を含む。）
- (5) 上記（4）の場合、現地対策本部（ロジ室）における電話・FAXの通信料及びインターネット使用料
- (6) 国際法学者等との打合せを兼ねた食事会費用（必要に応じて開催。）
- (7) 代表団一行用車両借り上げ費用（協議に必要な移動に際し、館用車にて手当できない場合。）

2. それぞれの自己負担となるもの

- (1) 各省庁独自のロジ室開設にかかる費用
- (2) 携帯電話借り上げにかかる費用
- (3) 共同の現地対策本部（ロジ室）以外で使用するプリンタ、パソコン、FAX、音響設備、映像設備等の機器にかかる費用
- (4) 宿泊費用（キャンセル費用を含む。）
- (5) 旅費・交通費
(現地にある我が方大使館の借上車両での移動を除く。各省庁にてアレンジする観察や個別アポイントメント等にかかる費用を含む。)